

平成 30 年7月 11 日
参考資料

神奈川県イノシシ管理計画（仮称）（素案）等への御意見をお待ちしております！

近年、イノシシによる農作物被害が増加し、平成 28 年度は過去最大となりました。加えて、生息分布が拡大し、生活被害・人身被害が懸念されることから、被害の軽減及び生息分布拡大を防止するため、「神奈川県イノシシ管理計画（仮称）」の素案を作成しました。また、「神奈川県イノシシ管理計画（仮称）」を「第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」に位置付けるため、所要の変更を行います。つきましては、これらに関する県民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

平成 30 年7月 11 日（水曜日）から平成 30 年8月9日（木曜日）まで

2 素案の公表方法

県のホームページに掲載するほか、県政情報センター、各地域県政情報コーナー、自然環境保全課において、印刷物により御覧いただけます。

- (1) 神奈川県イノシシ管理計画（仮称）（素案）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/pub/c5002169.html>

- (2) 第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画（変更素案）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/pub/c6710769.html>

3 御意見の提出方法

- (1) フォームメール ホームページ

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF0505>

環境農政局緑政部自然環境保全課への問い合わせフォームから御意見を送信できます。

- (2) 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です。）

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ あて
（意見募集期間最終日の消印があるものを有効とします。）

- (3) ファクシミリ 045-210-8848

4 添付資料

(資料1)神奈川県イノシシ管理計画(仮称)(素案)について

(資料2)第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の変更について

問合せ先

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

課長 山田 電話 045-210-4301

野生生物グループ 小沼 電話 045-210-4319

神奈川県イノシシ管理計画（仮称）（素案）について

1 概要

(1) 計画策定の背景と目的

近年、イノシシによる農作物被害が増加し、平成 28 年度の農作物被害金額は 8 千万円を超え、過去最大となった。また、生息分布が拡大しており、生活・人身被害が懸念されている。

そこで、イノシシによる農作物被害・生活被害の軽減、人身被害の防止及び人間との共存を図るため、効果的で総合的な対策を推進する必要があることから、新たに「神奈川県イノシシ管理計画（仮称）」（以下「管理計画」という。）を策定する。

(2) 計画の根拠

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に基づき、第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

(3) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

(4) 計画期間

平成 30 年 10 月（予定）から平成 33 年度までの 3 年 6 か月間

(5) 計画対象区域

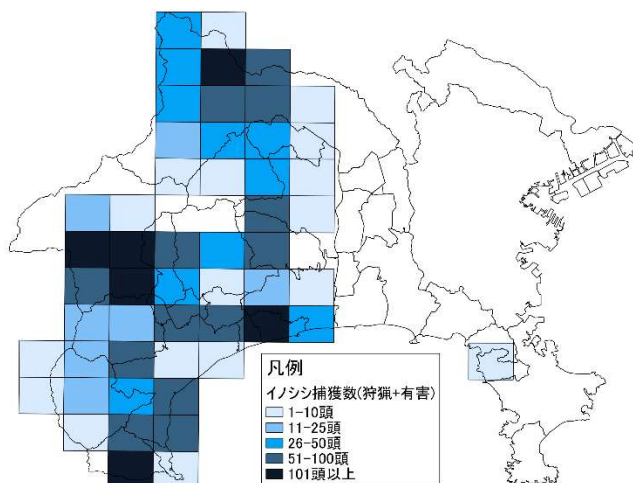
神奈川県全域

(6) 計画目標

ア 農作物被害の軽減

イ 生活被害の減少、人身被害の防止

ウ 生息分布拡大の防止（生息メッシュ[※]の減少）[※]約 1.6km を 1 辺とするメッシュにより把握



【参考】現行 5 km メッシュでの
捕獲分布状況（平成 28 年度）

2 管理の考え方等

(1) 管理の考え方

地域の実情に応じて、捕獲、被害防除対策、集落環境整備等の対策を総合的に実施するとともに、被害対策の正しい知識及び技術の普及啓発を行い、専門的な知識に基づく適切な対策を推進する。

(2) 管理事業の進め方

被害を防止するため、生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、捕獲、被害防除対策、集落環境整備等の管理事業を効果的に組み合わせて実施する。

3 管理事業

(1) 捕獲

ア 捕獲の方法

- ・農地を利用する個体（加害個体）を優先して捕獲
- ・はこわな、囲いわなの活用を促進

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

- ・市町村等が実施する捕獲に加え、必要に応じて、環境省の交付金を活用した県主体の捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業）の実施

ウ 狩猟規制の緩和

- ・狩猟期間の延長
- ・くくりわな（直径 12 cm 超）の使用規制の解除（一部地域）

(2) 被害防除対策

- ・農地への防護柵の設置
- ・イノシシの餌や隠れ場所を除去する集落環境整備の実施

(3) モニタリング

ア 生息状況調査

- ・市町村や狩猟者から捕獲情報を収集・集計し、生息状況を把握

イ 被害状況調査

- ・農作物被害、生活被害及び人身被害の情報を収集し、地域へフィードバック

ウ 調査結果の分析

- ・生息状況及び被害状況の情報を集約・分析し、管理計画及び事業の見直しや地域の関係者への情報提供等に活用

(4) 人材育成

ア 県の取組

- ・市町村や農協職員等に対する被害対策手法等の研修
- ・ICT技術等を活用した捕獲技術の検証
- ・地域ぐるみの対策の推進

イ 市町村の取組

- ・住民や農業者等に対する防除技術習得等の研修
- ・普及啓発活動

ウ 農業協同組合の取組

- ・地域での活動を通じた鳥獣被害対策に関する助言

4 生息分布が拡大している地域での対策

これまでに生息が見られなかった相模川以東、特に、横須賀三浦地域では、生息分布が拡大している。

同地域は、生息域が市街地に囲まれていること、また、露地野菜の大産地であり、今後、生息分布が拡大すると、生活被害・人身被害や甚大な農作物被害の発生が懸念される。

そこで、同地域における個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、次の対策を実施する。

(1) 捕獲及び被害防除対策

- ・地域に応じた捕獲と被害防除対策の実施
- ・生息分布の拡大防止のための広域防護柵の設置

(2) モニタリング

- ・生息状況・被害状況のモニタリングの実施
- ・年齢構成等の把握のためのモニタリングの実施

(3) 監視体制

- ・早期に出没を把握するため、監視体制を整備

第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の変更について

神奈川県イノシシ管理計画（仮称）の策定について、第 12 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画に位置付けるとともに、所要の変更を行う。

変更箇所	変更内容
鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	○狩猟によるイノシシ捕獲の推進を図るため、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く）」の指定を検討する旨記載する。
鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	○イノシシについては、計画策定後においても、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的」ではなく、「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的」とした捕獲許可基準を適用する。 ○国有林野関係職員を鳥獣の管理を目的とする捕獲の従事者の対象として位置付ける。 ○種の保存法に定める国内希少野生動植物種から解除されるオオタカについて、原則鳥獣の管理目的での捕獲を認めない旨記載する。 ○オオタカに販売許可証を交付する場合に付す条件について記載する。 ○住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項を記載する。
特定計画の作成に関する事項	○第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣にイノシシを追加する。
鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	○第二種特定鳥獣生息状況調査の対象鳥獣にイノシシを追加する。
鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等	○普及啓発の対象として第二種特定鳥獣にイノシシを追加する。